

工場等におけるエレベーターの設置に係る留意事項

近年、工場等に設置されたエレベーターによる事故が頻発しており、兵庫県内においても姫路市内にて、平成 21 年 2 月及び平成 22 年 12 月に食品会社の工場、平成 24 年 12 月に皮革会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しています。

これらの事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等がなされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが判明しています。

労働安全衛生法では、積載荷重 1 t 未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、それとは別に、建築基準法において、かご床面積 1 m²超又は高さ 1.2m 超のものはエレベーターの規定が、かご床面積 1 m²以下かつ高さ 1.2m 以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。

つきましては、工場等にこれらのエレベーターを設置する場合は、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行うようお願いいたします。また、既に建築確認等の手続を経ず設置されているエレベーターがある場合は、至急裏面に記載している建築基準法担当窓口（建築指導課）まで連絡をお願いいたします。また、建築基準法に関するお問い合わせについても、裏面に記載している建築基準法担当窓口（各県民局及び県民センター）までお願いいたします。

工場等に設置される

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

所管分野・設置場所		担当部署名	TEL
昇降機全般		県土整備部住宅建築局建築指導課	078-362-3609
建築物一般	猪名川町	阪神北県民局まちづくり建築課	0797-83-3212
	稲美町、播磨町	東播磨県民局まちづくり建築課	079-421-9226
	三木市、小野市、西脇市 加西市、加東市、多可町	北播磨県民局まちづくり建築課	0795-42-9408
	相生市、赤穂市、神河町、 市川町、福崎町、上郡町、 佐用町 たつの市、宍粟市、太子町	中播磨県民センター まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	079-281-9653 079-281-9061
	豊岡市、香美町、新温泉町 養父市、朝来市	但馬県民局まちづくり建築第1課 但馬県民局まちづくり建築第2課	0796-26-3755 0796-26-1122
	篠山市、丹波市	丹波県民局まちづくり建築課	0795-73-3860
	洲本市、南あわじ市 淡路市	淡路県民局まちづくり建築課	0799-26-3248

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低 小 ← 面積 1.0㎡ → 大</p>	<p>エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低 小 ← 面積 1.0㎡ → 大</p> <p>は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>